

甲賀圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「甲賀圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、甲賀土木事務所管内の 2 市（甲賀市・湖南市）が水害や土砂災害による被害を軽減するために国・県とともに設置するもので、専門的な学識経験等に基づく助言を得るとともに、自助・共助・公助が一体となった対策を検討する。

（協議会）

第 3 条 協議会の委員構成は別紙のとおりとする。また、協議会の会長は 2 市の行政委員が協議会の開催毎に交互に努めるものとする。

- 2 協議会は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会の議長となり、会務を総括する。
- 4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会長は、協議会の下部組織として、担当者会議やワーキンググループを設けることができる。
- 6 行政委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

（事務局）

第 4 条 協議会の事務局は、会長の属する機関、滋賀県甲賀土木事務所、滋賀県土木交通部河港課・流域治水政策室・砂防課に置く。

（雑則）

第 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 3 月 16 日から施行する。

(別紙)

委員構成(平成23年3月現在)

(市町:市町コード順)

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識 委員	京都大学防災研究所 社会防災研究部門	准教授	はたやま みちのり 畑山 満則	
行 政 委 員	甲賀市	副市長	やすだ まさお 安田 全男	
	湖南市	副市長	にしだ かずお 西田 一夫	
	気象庁 彦根地方气象台	台 長	ちやえん としひこ 茶円 敏彦	
	国土交通省 琵琶湖河川事務所	所 長	もりやす くにひろ 守安 邦弘	
	滋賀県 防災危機管理局	副局長	かつみ まりこ 勝身 真理子	
	滋賀県 土木交通部河港課	課 長	とくしま ひでかず 徳島 英和	
	滋賀県 土木交通部流域治水政策室	室 長	にしじま てるよし 西島 照毅	
	滋賀県 土木交通部砂防課	課 長	あべ よしまさ 阿部 義正	
	滋賀県 甲賀環境・総合事務所	副所長	もりい げんぞう 森井 源藏	
	滋賀県 甲賀土木事務所	所 長	ふじわら としお 藤原 敏雄	